

○大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱

平成28年6月1日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立大子清流高等学校（以下「大子清流高校」という。）の学力及び知名度の向上並びに生徒の保護者に係る経済的負担の軽減を図ることにより、もつて入学者数の増加に資するため、生徒の学習支援、部活動支援を行う団体又は生徒の保護者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内において大子清流高校魅力アップ補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令5告示14・令7告示28-8・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通学費 生徒の通学に係る費用のうち、JR水郡線の運賃又は路線バスの通学定期乗車券（以下「定期券」という。）に要する経費であって、一の年度に属する期間のものをいう。

(2) 路線バス 関東運輸局長の許可を受け運行する一般乗合バスをいう。

（令5告示14・追加）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

(1) 大子清流高校PTA

(2) 通学費を負担する生徒の保護者

(3) 大子清流高校を支援する団体で町長が適當と認める団体

（令5告示14・旧第2条繰下・一部改正）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 生徒の学習支援に要する経費
- (2) 生徒の通学費
- (3) 生徒の部活動支援に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費

(令5告示14・旧第3条繰下・一部改正、令7告示28-8・一部改正)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学習支援に要する経費 補助対象経費の全額とし、その対象となる生徒数に1万円を乗じて得た額を限度とする。
- (2) 通学費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その対象となる生徒1人につき3万円を限度とする。
- (3) 部活動支援に要する経費 補助対象経費に相当する額とし、部の単位ごとにその対象となる生徒数に1万円を乗じて得た額を上限とする。

2 補助金の交付は、学習支援及び部活動支援に要する経費にあっては一の年度において、1つの団体につき1回を限度とする。

(令5告示14・追加、令6告示17・令7告示28-8・一部改正)

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金のうち通学費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する年度の末日までに、大子清流高校魅力アップ補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し
- (2) 大子清流高校の生徒であることを証明する書類（学生証等）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、電子申請・届出システムにより行うことができる。

3 補助金のうち部活動支援に要する経費の交付を受けようとする者は、大子清流高校魅力アップ補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請対象となる各部活動の部員内訳

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(令5告示14・追加、令7告示28-8・一部改正)

(補助金の交付手続の省略)

第7条 前条の規定による申請のあった場合は、規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(令5告示14・追加)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令5告示14・旧第5条繰下・一部改正)

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日以後に実施された学習支援、部活動支援等について適用する。

附 則 (令和5年告示第14号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の申請その他の行為について適用し、同日前までの補助金の申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年告示第28-8号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大子清流高校魅力アップ補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

大子町長　　様

申請者　住　所  
(請求者) 氏　名  
電話番号

大子清流高校魅力アップ補助金のうち通学費の交付を受けたいので、大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、当該申請に係る交付の決定があったときは、次の金額を請求します。

生徒住所氏名	住　所		
	氏　名		
乗降区間	乗車駅（停留所） 降車駅（停留所）	駅（　　） 駅（　　）	
補助対象経費	円		
交付申請（請求）額	円（※上限 30,000 円）		
添付書類	(1) 補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し (2) 大子清流高校の生徒であることを証明する書類（学生証等） の写し (3) その他町長が必要と認める書類		
金融機関名		支　店　名	
預　金　種　目	普通・当座	口　座　番　号	
フ　リ　ガ　ナ			
口　座　名　義　人			

様式第2号（第6条関係）

大子清流高校魅力アップ補助金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

大子清流高校魅力アップ補助金のうち部活動支援に要する経費の交付を受けたいので、  
大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添え  
て申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請対象となる各部活動の部員内訳

様式第1号（第6条関係）

（令5告示14・追加、令6告示17・一部改正、令7告示28-8・旧別記様式・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令7告示28-8・追加）